

○岐南町プロポーザル方式等実施要綱

平成27年1月19日

告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が第3条で定める業務について、受注者の業務に対する発想、課題解決策、取組体制、費用対効果、知識・経験等を提案させることにより最適な受注候補者を選定する方法（以下「プロポーザル方式」という。）の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 プロポーザル方式は、指名型と公募型の2種類とし、その内容は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 指名型 岐南町契約規則（昭和41年岐南町規則第5号。以下「規則」という。）第21条の2に規定する入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者から、あらかじめ複数の参加業者を選定し、提案を求める型をいう。

(2) 公募型 対象業務の概要、提案者の参加資格等を公表し、参加業者を募り、参加の資格があると認める者から提案を受ける型をいう。

(対象となる業務)

第3条 プロポーザル方式の対象となる業務は、次に掲げる業務のうち、高度な創造性、技術力若しくは専門的知識や経験を必要とする業務又は標準的な業務の実施方法等が定められていない業務とする。

(1) 施設等の管理又は運営に関するもの

(2) 情報システム等の開発又は導入に関するもの

(3) 工事等に関する設計・コンサルティング業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、プロポーザル方式に基づき執行することが適当であると町長が認める業務

2 町長は、プロポーザル方式を実施しようとするときは、岐南町指名業者選定委員会要領（昭和38年岐南町訓令乙第1号）に規定する岐南町指名業者選定委員会（以下「指名委員会」という。）にその実施の可否及び指名型又は公募型による実施について審議させるものとする。

3 前項の規定により指名型を採用した場合は、指名委員会は、指名業者の選定につ

いても審議を行うものとする。

(参加資格要件)

第4条 プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 資格者名簿に登載され、かつ、当該業務に対応するとして定めた種目について登録が認められた者であること。ただし、公募型の場合は、この限りでない。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 岐南町建設工事請負契約に係る資格停止等措置要領(平成9年7月1日施行)の規定による入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (6) 岐南町が行う契約及び交付する補助金からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年9月30日決裁)の規定による入札参加資格停止措置の期間中でない者であること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める要件を満たしている者であること。

(実施要領の作成)

第5条 対象業務を発注する所管課等(以下「所管課」という。)は、総務課及び当該対象業務に関連する部署との協議を行い、次に掲げる事項を記載した実施要領を作成する。

- (1) 事業の名称
- (2) 事業の概要(目的、内容、業務場所)
- (3) 公募条件、応募方法(公募型に限る。)
- (4) 指名業者及び指名業者選定理由(指名型に限る。)
- (5) 参加資格要件及び失格要件
- (6) 提案書の作成方法
- (7) 事業全体の期間及び受注候補者選定までの事務手順
- (8) 審査方法及び審査基準
- (9) 提案書の公開又は非公開の別

(10) 提案に係る費用の負担に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(実施の公表)

第6条 町長は、公募型によるプロポーザル方式を実施する場合、実施要領を、ホームページへの掲載、掲示場への掲示その他の方法により公表するものとする。

(参加表明手続)

第7条 公募型によるプロポーザル方式において、提案書の提出を希望する者は、公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第1号）及びその他発注する業務ごとに必要となる書類を町長に提出しなければならない。

(参加表明者の参加資格の確認)

第8条 町長は、前条の規定に基づき公募型プロポーザル方式参加表明書を提出した者（以下「参加表明者」という。）について、第4条及び実施要領に規定する参加資格要件を満たす者であるか確認をする。

2 参加表明者のうち、参加資格要件を満たさない者は、当該対象業務の提案者としてしないものとする。

(参加資格確認の通知)

第9条 町長は、参加表明者に対し、参加資格要件の確認の結果を公募型プロポーザル方式参加資格確認通知書（様式第2号）により通知する。

2 前項の通知を行う場合、参加資格要件を満たすことができなかった参加表明者に対しては、参加資格要件が認められなかった理由を記載する。

3 町長は、参加資格要件を満たすことができた参加表明者に、第1項の結果を通知するときは、提案書の提出を併せて依頼する。

(指名の通知及び提案書の提出依頼等)

第10条 第3条の規定により指名型によるプロポーザル方式を採用し、指名業者を選定したときは、速やかに当該指名業者に対し、指名型プロポーザル方式参加指名通知書（様式第3号）に実施要領を添えて通知するとともに、当該指名業者に提案書の提出を依頼する。

2 指名業者は、指名型プロポーザル方式参加承諾・辞退届（様式第4号）により参加の意思表示を行わなければならない。

(参加資格の喪失等)

第11条 第8条の規定により参加資格要件を満たすことが確認された者及び第3条の

規定により選定された指名業者が、その確認及び選定後に、次の各号のいずれかに該当したときは、当該業務に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書があるときは、これを無効とする。

(1) 第4条に規定する参加資格要件を満たさないこととなったとき。

(2) 参加表明書又は提案書等に虚偽の記載をしたとき。

2 前項の場合において、町長は、当該提案者に対し、対象業務に係る提案を行うことができない理由又は提出された提案書が無効となる理由を付して通知する。

(説明会)

第12条 提案提出に係る説明会については、原則として実施しない。ただし、業務の性質上、業者と対面で説明を行わないと適切な提案が行われたいおそれがあると認める場合には、参加資格要件が確認された参加表明者を対象に説明会を実施することができる。

(審査委員会の設置)

第13条 町長は、提案の内容について、評価・審査を行うための組織として、その都度、審査委員会を設置する。

(審査委員会の組織)

第14条 審査委員会の委員（以下「審査委員」）は、次に掲げる者の中から5人以上の委員により組織する。

(1) 部長若しくはこれに準ずる者又は課長若しくはこれに準ずる者

(2) 関係職員

2 前項の規定にかかわらず、当該業務の内容、分野、重要度及び規模に応じて職員以外の識見を有する者等を委員に加えることができる。

3 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

4 審査委員会の庶務は、所管課において行うものとする。

(提案書の審査・報告)

第15条 審査委員会は、各提案者の順位を決定し、町長に報告するものとする。

2 審査委員会は、提案者が一者であった場合においても、提案の内容が適切であるか否かについて、町長に報告するものとする。

3 町長は、提案者が多数あり、提案書の審査に著しい支障が生じると認められる場合は、事前審査を行うことができる。

(受注候補者の特定)

第16条 町長は、前条の報告を尊重し、受注候補者を特定するものとする。ただし、特定した受注候補者に、契約に至らない事由が発生した場合は、他の者を受注候補者とすることができるものとする。

(結果の通知)

第17条 町長は、受注候補者を特定したときは、全ての提案者に対しプロポーザル方式結果通知書(様式第5号)により通知する。

(仕様及び契約)

第18条 町長は、受注候補者と対象業務の業務仕様について協議し、その内容を決定する。

2 契約締結は、規則に基づき随意契約により契約を締結するものとし、総務課にて行うものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月19日から施行する。

様式 略